

愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん



〒790-0878

愛媛県営住宅管理グループ

松山市勝山町2丁目21-5 久保ビル1階 Tel 089-998-6671 Fax 089-998-6670

令和3年4月 改訂



Ι	県営住宅とは・P	2
---	----------	---

- 1. 入居資格等
- 2. 家賃の算定
- 3. 収入申告
- 4. 明渡し努力義務
- 5. 県から明渡し請求を受ける主なもの
- Ⅲ 各種届出・連絡………P 3
- Ⅲ 団地生活のルール……P 5
 - 1. 団地生活の心がけ
 - 2. 住宅使用上の注意
 - 3. 災害防止
- IV 家賃の決定………P 12
 - 1. 家賃の納入
 - 2. 収入超過者及び高額所得者
 - 3. 収入の報告
 - 4. 家賃の減免について
- V 住宅、共同施設の修繕………P 14
 - 1. 愛媛県営住宅管理グループで行うもの
 - 2. 入居者の負担で行っていただくもの
- │VI 退去の手続き……………P 15
- VII 管理人の仕事………P 16
- **Ⅷ** 別添⋯⋯⋯・・ 17

修繕負担区分表





I 県営住宅とは

県営住宅とは、「公営住宅法」という法律によって国の補助金を受けて県が整備し、住宅に困っている皆さんに低廉な家賃で賃貸する住宅です。従って公団や民間の賃貸住宅と異なり、入居者の申込資格や家賃決定をはじめ、入居し続けるための条件や手続きに様々な制限が定められています。その主なものは次のとおりです。

1 入居資格等

県営住宅に入居できる方は、高齢者や身体障害者等の特定の方を除き、同居親族での 入居が原則となっており、加えて、法律で定められた一定の収入の枠内の方に限られて います。

2 家賃の算定

県営住宅の家賃は、民間の賃貸住宅と比較してかなり安くなっています。その算定は、 入居者の収入に応じ、入居している住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数等の 便益を勘案し、毎年度行うこととしています。

3 収入申告

県営住宅の家賃は、入居者の収入を基に毎年度見直しすることとしていますので、入居者の方は、毎年度、収入状況について愛媛県(愛媛県営住宅管理グループ経由)へ申告をしていただく必要があります。この申告がなされない場合は、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額)が課されることとなりますので、愛媛県営住宅管理グループから請求があった場合、必ず申告してください。

4 明渡し努力義務

県営住宅は、住宅に困っておられる低額所得者に対して、安い家賃でお貸しする住宅です。このため、入居後3年を経過している場合、入居者の月割の収入が収入基準を超える方は、住宅を明渡すように努めていただかなければなりません。しかし、いろいろな事情で引っ越し先が見つからない方には、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額)を県に納めていただくこととなります。

5 県から明渡し請求を受ける主なもの

次のような場合は、住宅を明渡していただくようになりますから十分ご注意ください。

- (1)入居資格を偽って不正に入居したとき
- (2)家賃を3ヶ月以上滞納したとき
- (3)住宅又は共同施設を、故意にき損をしたとき
- (4)正当な理由がなく 15日以上県営住宅を使用しないとき
- (5)第三者に入居の権利を譲渡したり、あるいは、転貸し、または増改築工事を無断で施工したとき
- (6)高額所得の入居者

住宅明渡し請求の催告を受け、明渡さないときは、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額)の2倍に相当する額を上限に損害金を支払うことになります。



Ⅱ 各種届出・連絡

次のような事柄が起きたときは、愛媛県営住宅管理グループへ届出してください。 届出書類について、愛媛県営住宅管理グループにお電話いただければ、郵送いたします。

内容	必要書類
1. 入居者異動届	○ 入居者異動届
出生、死亡または転出等により、同居者に異動(変更)があったとき。	(別途揃えて頂く書類) ・出生の場合は世帯全員の住民票
	(離婚による転出の場合は、離婚したことのわかる戸籍謄本も合わせて必要)
2. 入居承継(名義人変更)申請	〇県営住宅入居承継承認申請書
	○県営住宅入居許可証(入居時に交付したもの) ○入居許可証紛失届(紛失時)
名義人が死亡、離婚その他の理由により退去 した場合で、同居家族が引き続き使用すると	○県営住宅入居引継届出書(死亡の場合は不要)○誓約書・同意書
した場合で、同居家族が引き続き使用すると き。	○愛媛県県営住宅使用請書○申立書(保証人が県外の場合)
	(別途揃えて頂く書類)
	・元の名義人さんと新しい名義人さんとの関係のわかる る戸籍謄本
	元の名義人さんの住民票
	・保証人の方1名の印鑑登録証明書(1通) (PTT L の方1名の見数(左策)(見刊)(表)
	・保証人の方1名の最新年度所得証明書(1通)

親族を新たに同居させようとするとき(出生を除く)。 4. 入居許可証書換(名義人氏名変更) 名義人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 5. 連帯保証人変更 連帯保証人を変更しようとするとき。 (別途指・保証)・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・保証・	主宅同居承認申請書
親族を新たに同居させようとするとき(出生を除く)。 4. 入居許可証書換(名義人氏名変更) 名義人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 5. 連帯保証人変更 連帯保証人を変更しようとするとき。 ②連帯(部に人の性が結婚、養子縁組等により変更を保証人の性が結婚、養子縁組等により変更を保証した。)。 第一次に記入の性が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 第一次に記入の性が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 7. 住宅退去届 ②見営(の入居) ②見営(の入居) ②見営(の入居) ②見営(の別途が、を、で、こののでは、ののでは、ののでは、のといとき。)のは、表表が正当な理由で県営住宅を引続き15日以上使用しないとき。)の場替(の見)	書・同意書
を除く)。 きる戸籍・役所で方のもの	前えて頂く書類)
・役所で方のもの 4. 入居許可証書換(名義人氏名変更) 名義人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 5. 連帯保証人変更 連帯保証人を変更しようとするとき。 (別途が・保証)・保証がはがにより変更となったとき。 (別途が・保証がよりでででは、の性がには、後子縁組等により変更となったとき。を見となったとき。では、自身をは、一人には、自身をは、自身をは、自身をは、自身をは、自身をは、自身をは、自身をは、自身を	S義人と同居する方が親族であることの証明で
方のも6 4. 入居許可証書換(名義人氏名変更) 名義人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 5. 連帯保証人変更 連帯保証人を変更しようとするとき。 ②要媛 〇申立 ・保証	
4. 入居許可証書換(名義人氏名変更) 名義人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 5. 連帯保証人変更 連帯保証人を変更しようとするとき。 ②要媛児 〇申立 連帯保証人の住所が変更となったとき。 連帯保証人の性所が変更となったとき。 連帯保証人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 7. 住宅退去届 〇県営行の敷金河の見営行の表金河の開送者 ・死亡記人の上使用しないとき。 9. 模様替え申請	で発行される最新年度の所得証明書(同居する
名義人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 5. 連帯保証人変更 連帯保証人を変更しようとするとき。 6. 連帯保証人 記載事項変更 連帯保証人の住所が変更となったとき。 連帯保証人の性が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 ア. 住宅退去届 (別途が、・県営行の数金がの場合であるとき。) (別途が、・県営行の数金がの場合であるとき。) (別途が、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·
 石義人の好が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 「別途諸・氏名記 (別途諸・保証人を変更しようとするとき。 連帯保証人を変更しようとするとき。 連帯保証人の住所が変更となったとき。連帯保証人の性が結婚、養子縁組等により変更となったとき。では宅退去届 (別途諸・県営住を退去するとき。 住宅を退去するとき。 (別金諸・東営住宅を退去するとき。) (別金諸・東営住宅を退去するとき。) (別金諸・死亡記・名義) (別金諸・死亡記・名義) (別金諸・死亡記・名義) (別金諸・死亡記・名義) (別金諸・ア死亡記・名義) (別金諸・ア死亡記・名称・ア死亡記・経・ア死亡記・名称・ア死亡記・名称・ア死亡記・名称・ア死亡記・名称・ア死亡記・名称・ア死亡記・名称・ア死亡記・名称・ア死亡記・名称・ア死亡記・名称・ア死亡記・のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	主宅入居許可証書換承認申請
なったとき。 (別念括・氏名記	主宅入居許可証(入居時に交付したもの)
 (別添託) ・氏名記 ・氏名記 ・連帯保証人を変更しようとするとき。 (別途託) ・保証) ・原営信 ・原営信 ○別金託 ○八上空 ○口座 ○口座 ○日室 ○日室 ○日室 ○月営信 	許可証紛失届(紛失時)
支票保証人変更 〇愛媛児の申立 連帯保証人を変更しようとするとき。 (別途話・保証・・保証・・保証・・保証・・保証・・保証・・保証・・保証・・保証・・関連・保証人の住所が変更となったとき。連帯保証人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。・見されていた。 7. 住宅退去届 〇県営行・県営信・・県営信・・のの場合・・原営・・のの場合・・ののは、・ののは、・ののは、・ののは、・ののは、・ののは、・ののは、・のの	前えて頂く書類)
連帯保証人を変更しようとするとき。 (別途報・保証)・保証)・保証)・保証がというとでは、連帯保証人の住所が変更となったとき。連帯保証人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 7. 住宅退去届 (日宅を退去するとき。)・見営信息を選出を表するとき。 (日宅を退去するとき。)・見営信息を表するとき。 (日宅を退去するとき。)・見営信息を表するとき。 (日宅を退去するとき。)・見営信息を表するとき。 (日本を退去するとき。)・見営信息を表するとき。 (日本を退去するとき。)・見選信息を表するとき。 (日本を退去するとき。)・見選信を表するとき。 (日本を退去するとき。)・見選信を表するとき。)・見選信を表するとき。 (日本を退去するとき。)・見選信を表するとき。)・見選信を表するとき。 (日本を記書を表するとき。)・見選信を表するとき。)・見関係を表するとき。 (日本を記書を表するとき、日本を表するとき。)・見選信を表するとき。)・見選信を表するとき。 (日本を記書を表するとき。)・見選信を表するとき。)・見選信を表するとき。 (日本を記書を表するとき。)・見選信を表するとき。)・見選信を表するとき。	奴姓の内容がわかる戸籍謄本
連帯保証人を変更しようとするとき。 (別途報・保証)・保証)・保証)・保証)・保証)・保証人の住所が変更となったとき。 連帯保証人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 7. 住宅退去届 〇県営行会を退去するとき。 (別途報・中間を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	見見堂住宅使用請書
	書(保証人が県外の場合) 前えて頂く書類)
	明えて原く音短/ 人の方1名の印鑑登録証明書(1通)
6. 連帯保証人 記載事項変更 連帯保証人の住所が変更となったとき。 連帯保証人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 7. 住宅退去届 〇県営行の教金がの場合 住宅を退去するとき。 〇見営行の教金がの場合 「別途がでいる。 〇見営行の表記 〇口座がでいる。 〇見営行の表記 〇口座がでいる。 〇見営行の表記 〇口座がでいる。 〇見営行の表記 〇口座がでいる。 〇見営行の表記 〇口を対している。 〇見営行の表記 〇口を対している。 〇見営行の表記 〇見管行の表記 〇見管子の表記 〇見音子の表記 〇見管子の表記 〇見管子の表記 〇見管子の表記 〇見管子の表記 〇見音子の表記 〇見管子の表記 〇見管子の表記 〇見管子の表記 〇見管子の表記 〇見管子	へのカー名の中塩豆球証明者(1週) 人の方1名の最新年度所得証明書(1通)
連帯保証人の住所が変更となったとき。 連帯保証人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 7. 住宅退去届 ○県営住宅を退去するとき。 ○県営住宅を退去するとき。 ○別金道(の別金道) ○月営(の別金道) ○月営(の日本道) ○別金道(別途話) ・死亡記・名義) 8. 長期不在届入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15日以上使用しないとき。 9. 模様替え申請 ○県営住宅を引続き15日以上使用しないとき。	R証人請書記載事項変更届出書
 連帯保証人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。 7. 住宅退去届 ○県営(○敷金)(○県営(○入居)(○人居)(○日本)(○日本)(○日本)(○日本)(○日本)(○日本)(○日本)(○日本	が記るでは、一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
更となったとき。〇県営 〇敷金 〇別 〇県営 〇月 〇月 〇日座 〇口座 〇口座 〇日本立 (別途指 ・死亡ぎ ・名義)8. 長期不在届 入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15 日以上使用しないとき。〇県営 〇県営 	主宅管理グループへお問い合わせください。
〇敷金 〇県営 〇九居 〇口座 〇中立 (別途村 ・死亡 ・名義 8. 長期不在届 入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15日以上使用しないとき。 9. 模様替え申請	200,500,000,000,000,000,000,000,000,000,
住宅を退去するとき。 ○見営 〇口座 〇口座 〇口座 〇回座 〇里立 (別途がられて) ・死亡 ・名義 8. 長期不在届 〇県営 入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15日以上使用しないとき。 〇県営 9. 模様替え申請 〇県営	主宅退去届出書
住宅を退去するとき。	還付請求書
〇口座! 〇中立! (別途排・死亡記・名義) 8. 長期不在届 入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15日以上使用しないとき。 9. 模様替え申請	主宅入居許可証(入居時に交付したもの)
〇申立 (別途指 ・死亡 ・名義 8. 長期不在届 入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15 日以上使用しないとき。 9. 模様替え申請 〇県営	許可証紛失届(紛失時)
(別途話・死亡記・名義) 8. 長期不在届 入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15 日以上使用しないとき。 9. 模様替え申請 〇県営	<u> 辰替申込書兼債権者登録(変更)票</u>
 ・死亡記・名義》 8. 長期不在届 入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15 日以上使用しないとき。 9. 模様替え申請 ・死亡記・名義》 〇県営行 	書(死亡退去のとき)
・名義8. 長期不在届〇県営入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15日以上使用しないとき。9. 模様替え申請〇県営	前えて頂く書類)*死亡退去のときのみ
8. 長期不在届 入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15 日以上使用しないとき。 9. 模様替え申請 ○県営	
入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15 日以上使用しないとき。 9. 模様替え申請 〇県営	人と手続者の関係のわかる戸籍謄本 主宅長期不在届出書
日以上使用しないとき。O県営	土七女别个住庙山青
9. 模様替え申請 ○県営	
	主宅用途一部変更(模様替、増築)承認申請
住宅模様替えや増築を行おうとするとき。 〇誓約	
	完成届出書(完成後提出)
住宅模様替えや増築を行おうとするとき。 〇誓約	

*各種届出について不明な点が有りましたら、県営住宅管理グループまでお問合せください。





Ⅲ 団地生活のルール

1 団地生活の心がけ

団地は、文字どおり共同生活の場であり、周囲の人に迷惑をかけないよう、お互い助け合うという気持ちが大切です。住み良い居住環境をつくり、快適な生活を送っていただくため、入居した場合には次の事項を厳守するようお願いします。

(1)団地自治会への入会

各団地では、入居者の親睦と福祉を目的として自治会を結成し、各種の親睦行事、広報伝達活動、子供会への援助、防犯、共益費の管理等重要な役割を果たしております。 ぜひ入会をしてください。

(2)共益費等の支払い

家賃の他に外灯、汚水処理費、屋外散水費等の共益費が必要で、団地自治会が徴収しております。この徴収の仕事については、今後入居される方にも当番制で順番が廻ってきますので、協力してください。

(3) 団地内大掃除

団地では、年に数回団地内の環境美化のため、大掃除を行っております。 ぜひ参加するようにしてください。

(4)駐車場

県営住宅駐車場は有料となっています。駐車場を利用する場合は、原則として各団地で設置している駐車場管理組合等に加入して、利用申込みしてください。(一部団地を除く。)

(5)動物の飼育

大・猫等の動物の飼育は、鳴き声・におい・行動等が、他の入居者に迷惑をかけ、不 快感を与える恐れがあるため、認めておりません。入居に際しては親戚などに預けるな どして、団地内では絶対に動物を飼わないでください。

(6) CATV とインターネット(光ケーブル)

- OCATV は利用できません。ご了承ください。
- 〇インターネット(光ケーブル)は、入居される住宅により、利用できない場合がありますので、ご了承ください。

(7) その他

○騒音を出さない。

- ○団地内の美観を保つ。
- ○廊下・階段などには、物を置かない。
- ○自治会や駐車場管理組合の決まりは守る。

2 住宅使用上の注意

(1) 水道

○水道の元栓

水道の元栓の位置を確認しておきましょう。

上階から水漏れがあり、上階が留守のときなど緊急の場合は、上階の元栓を締めてください。

〇断水

使用中に断水した場合は、ただちに水栓(蛇口)を締めてください。

もし、締め忘れたまま外出すると、通水したときに水が出っ放しとなり、不経済であるとともに、階下に漏水して近隣に迷惑をかけることもあります。

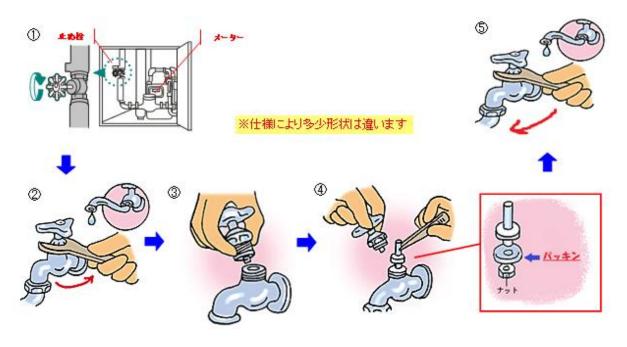
〇水栓(蛇口)の使い方、パッキンの取り替え方

蛇口を強く締め過ぎますと、故障の原因となります。

パッキン(市販されています)の取り替えは簡単ですので、自分でできます。

<パッキンの取り替え方>

- ①まず、蛇口の頭部をはずす前に、メーターのところにある止め栓のハンドルを 矢印の方にまわして水を止める。
- ②スパナなどで蛇口の上部をゆるめる。
- ③蛇口の頭部を回しながら取り外す。
- ④ドライバーやプライヤーなどで、ビスまたはナットをはずし、パッキンを新しいものと取り替える。
- ⑤蛇口の頭部をはめこみ、2~3回まわしてからハンドルをよくしめ、スパナで 完全に固定する。



〇トイレの水漏れ

トイレの水が止まらなくなった場合は、コインで水栓を締めると水は止まります。

(2) 電気

〇安全ブレーカー

電気器具に故障があったり、一定量以上使用すると、つまみが下がって自動的に電気が切れます。この場合は、故障の箇所を直すか、使用器具の数を減らすかして、つまみを上げてください。

○電気器具の使用方法

電気器具は,直接コンセントから使用してください。

タコ足配線は、火災の原因になるのでやめましょう。

コンセント部分の綿ゴミなどは、加熱による火災の原因になるので清掃してください。

(3)ガス

地域によって供給されるガスの種類(熱量)が異なります。確認のうえ種類にあった 器具を使用してください。

ガスの使用にあたっては、部屋の換気をよくして、不完全燃焼をしないように十分注意してください。また、揚げ物等の料理中には、絶対にそばを離れないようにしてください。

(4)玄関

- ○玄関ドアには自動的に閉じるようにドアクローザーという器具をとりつけたものがありますので、子供が指をはさまないように注意してください。
- ○中高層住宅では、特に風の強いとき、ドアが風圧で急に締まることがありますので注意してください。
- 〇ドアの鍵は余分がありませんので紛失しないようにしてください。紛失の場合は、ご 自身で対応をお願いします。
- 〇玄関の土間は防水していないので、打ち水はしないようにしてください。
- 〇ドアを開けっ放しにするためにクサビなどの詰め物をすると、蝶番(ちょうつがい) が変形しドアが閉まらなくなる原因となりますので止めてください。

(5)ベランダ

- 〇植木鉢などは落下すると危険ですので、ベランダ付近には置かないようにしてください。
- ○ベランダに箱などを置くと、子供が踏台にして転落事故のもとになりますので注意してください。
- ○ベランダの床は完全防水ではありませんので、多量の水は流さないようにしてください。また、排水口はこまめに掃除をしてください。

- ○洗濯物を手摺りにかけたり、突き出して干すことは、団地の美観を損なうばかりでな く、階下の人に迷惑をかけますのでやめてください。
- ○隣家との間仕切り板や上下階の避難口は、火災など緊急時の避難通路になりますので、付近に物を置かないようにしてください。
- ○県営住宅には、網戸は付いていません。(一部の住宅を除く)

(6)台所

- 〇ステンレス流し台は傷がつきやすいので、掃除の際には金属製のたわしや磨き粉など は使用しないでください。
- 〇流し台の目皿のゴミは、こまめに掃除するようにしてください。目皿等を外したままで使用しないでください。排水管がつまる原因になります。
- 〇固形物や使用済みの油類は.流さないようにしてください。排水管がつまる原因になります。
- 〇流し台の排水パイプには、ビニール管を使用したものがありますので、熱湯を流さな いようにしてください。
- ○換気扇は油分が付着しますので、定期的に掃除をしてください。

(7)浴室

- ○県営住宅には、浴槽・風呂釜は付いていません(一部の住宅を除く)。風呂釜は、各 住宅によって使用できる型式が異なります。その住宅に合った釜を使用してください。
- ○防水している所は浴室だけですので、浴室以外の箇所には水をこぼさないよう特に注 意してください。
- ○自己の責任による階下への水漏れは、当事者間の話し合いで解決してください。また、水漏れをおこした人の負担で住宅の修繕をしていただきますので、保険に加入することをおすすめします。
- 〇排水目皿がつまると水があふれ、階下へ漏水することになりますので、定期的に掃除 をするようにしてください。
- ○浴室は湿気の発生場所ですので、換気が不十分ですと、壁や天井についた水滴から力 ビが発生したり、浴室戸が腐食します。換気には十分注意してください。

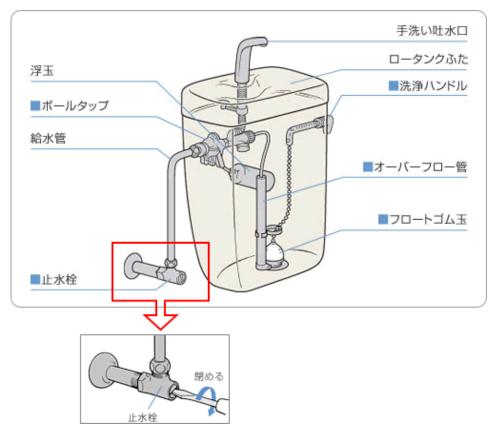
(8) トイレ

水洗式便器の水の出方には2種類あります。

〇ロータンク方式

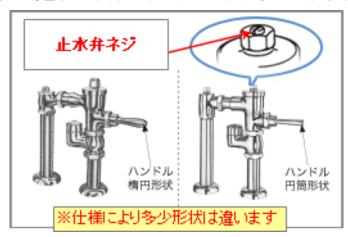
タンク内に水をためておき、レバーを操作して流します。ロータンクの上に生花な

ど置かないようにしてください。洗浄剤の使用もひかえてください。浮きゴミがつかえて、水がとまらなくなることがあります。この場合は、止水栓を止めてふたを開け、ゴミなどを除去するとともにレバー位置を確認してください。



〇フラッシュバルブ方式

ハンドルを押すと、約10秒間水が出て洗浄されます。 水が止まらない場合、止水弁のネジを右にまわすと止まります。



〇トイレの掃除

トイレの床は防水していませんので、水を流さないようにしてください。また、掃除には中性洗剤を使用してください。

(9)結露

室内と室外の温度差により、暖かい空気が冷やされて水滴になることを結露といいます。結露をそのままにしておくと、壁・天井にカビが発生し、家具・畳等が腐りやすくなります。

結露を防ぐためには

- 1 室内の換気を十分にしてください。
- 2 水蒸気発生原因となるガスストーブや石油ストーブの過剰な使用は控えてください。
- 3 家具類は、壁から少し離しておいてください。
- 4 壁が濡れてきた場合は、乾いたタオル等でふいてください。そのままですと、汚れやカビ 発生の原因になります。
- 5 カビが発生したら、その部分の風通しをよくするようにして、乾燥させてください。

(10)ダニなどの害虫

- ○初夏から秋にかけて、ダニなどの害虫が発生しやすいので、日頃から室内を清潔にし、 こまめに掃除をしてください。
- ○ダ二等の害虫の駆除は、人居者負担になっていますのでくれぐれも予防に心掛けてく ださい。
- 〇畳やカーペット等の敷物は、ダニなどの温床になりやすいので、ときどき日にあてて 干すようにしてください。
- (11)テレビアンテナ・エアコン・電話・ガス湯沸かし器等の設置
 - 〇テレビアンテナを設置する場合は、住宅に損傷を与えないように設置してください。 (例えば屋上の防水層の損傷等)
 - 〇共同アンテナの場合は、室内にある端子を使用してください。
 - 〇住宅内にエアコン等を設置する場合は、クーラースリーブを使用してください。



- ○クーラースリーブのない住宅で、壁に穴をあける場合には、事前(設置前)に、県の 承認を得る必要がありますので、注意してください。
- ○電話を架設する場合は、電話架設用引き込み穴がある住宅は必ずこの穴を利用してください。

○ガス湯沸かし器を設置する場合は、供給されるガスの種類(熱量)にあった器具を使用 してください。

3. 災害防止

人命の安全確保や物的被害防止のため、火災や地震などの災害時の通報体制、避難体制を確立し、防火・防災訓練などを実施して、非常の場合に備えてください。また、消火栓、火災報知器、非常警報機、消火器、避難器具などのある団地では、常に設備の位置や取り扱い方を知っておくようにしてください。

(1)火災

○燃えやすいものをベランダや窓の近くに置かない。

中層や高層の住宅は耐火構造であり、住戸内で火事になっても、基本的には他の住戸に類焼しないような構造になっていますが、ベランダや窓近くに燃えやすいものがあると、これに引火して他の住戸に類焼したり非難できなくなるおそれがあります。

〇火災が発生したとき

大きな声で、「火事だ!」と叫び、近所の人に知らせてください。

カーテンなどに燃え広がった時は、煙や炎が部屋から外にでないようにドアや窓をできるだけ締めてから避難してください。

119番通報も忘れずにしてください。

〇避難方法

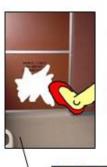
非常の場合に備え、2方向の避難経路が設けられている住宅もあります。日頃から確認するようにしてください。

避難はしご



間仕切り板





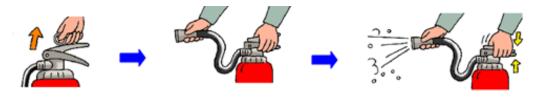


. 避難の際にはここを破って 隣戸へ避難できます

○消火活動

団地内進入路・通路は、火災時に消防車が活動するため、自動車等は駐車しないことはもちろん障害物を置かないようにしてください。

消火器の使用法



(1)安全ビンに指をかけ上に引き抜く

(2)ホースをはずして 火元に向ける (3)レバーを強くに ぎって噴射する

(2) 地震

まず火元を消してください。中高層住宅の場合、上の階ほどゆれは大きくなります。 慌てず、まず火元を消して落ち着いて行動してください。

(3)台風

- ○ベランダなど室外にある物は、取り込みやすくするとともに、不用物は整理しておい てください。
- ○ベランダの排水口が詰まっていると、大雨のとき雨水があふれて階下に水漏れすることがあるので、掃除しておいてください。

*

Ⅳ 家賃の決定

1 家賃の納入

(1)納入方法

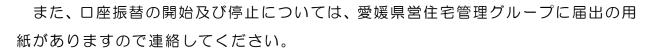
○納入通知書による納入

住宅使用料(家賃)は、年度の始め(新規入居者については、入居時にお渡しします。)、納入通知書綴を管理人を通じて配布いたしますので、その月分を毎月末日までに伊予銀行、愛媛銀行、農協、その他県内の金融機関(郵便局を除く)にて納付してください。

納入通知書綴りは1年間使用します。また、納付後の半券は領収書となりますので、 大切に保管してください。

○□座振替による納入

金融機関(郵便局を除く)に預金口座のある方は、名義人の方が指定する預金口座から毎月末日(金融機関が営業してない場合は、その最初の翌営業日)に引き落とされます。



(2)滞納されたとき

- 〇正当な理由がなく家賃を滞納されますと、入居者に対して督促すると共に、場合によって連帯保証人に対して請求されます。また、家賃を3月以上滞納されますと、入居者に対して明渡請求がなされることがあります。
- ○事情があってどうしても期日までに家賃を納入することができない場合は、事前に愛媛県営住宅管理グループまでご相談ください。

2 収入超過者及び高額所得者

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸する住宅であるため、ある一定 期間入居後、収入が増加して法定収入基準以上になった入居者には、住宅を明渡すよう 努めていただくことになっております。

このように収入基準を超えた方を「収入超過者」及び「高額所得者」といっております。

(1)収入超過者について

県営住宅に入居後3年を経過している方で、収入基準を超えた方を「収入超過者」と 認定しています。

〇明渡しについて

県営住宅は住宅に困窮されている低額所得者のために住宅を提供するという目的がありますので、県営住宅を効率的に活用するために収入超過者は自発的に他の住宅に転出して、住宅を明渡すように努めてください。

○家賃について

収入超過者に対する家賃は、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額)を上限として他の入居者(収入基準以内の方)と比較して高くなります。

(2)高額所得者について

県営住宅に入居後5年を経過している方で、最近2年間引き続き収入基準を超えた高額収入のある方を「高額所得者」として認定しています。

〇明渡しについて

県営住宅本来の「住宅に困窮する低額所得者により多くの入居の機会を与える」という性格に基づき、高額所得者には、住宅の明渡し義務があり、明渡し請求を受けた場合は、住宅を明渡さなければなりません。

○家賃について

高額所得者に対する家賃は、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅の家賃とほぼ同

程度の額)となります。

なお、1度収入超過者の認定を受けた方で、その後退職等の理由で収入が減り、収入超過者でなくなったときは、愛媛県営住宅管理グループまでご相談ください。調査の上、更正します。

3 収入の報告

県営住宅に入居されている方は、毎年、各世帯の収入状況を申告していただくこととなっており、この申告に基づき次年度の家賃計算をいたします。

6月に管理人を通じて、「収入報告書」の記入用紙を配布いたしますので、指定期日までに必ず報告してください。申告されない場合は、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額)となります。

4 家賃の減免について

次の世帯の方で、家賃の支払が困難と認められる方は家賃の減免をすることができますので、減免申請書と非課税証明書等を愛媛県営住宅管理グループへ提出してください。 審査の結果、承認された方はその承認月から家賃が減免されます。

- 市町村民税非課税世帯(前年所得)で生活保護法の住宅扶助を受けていない方
- ・生活保護法の住宅扶助を受けている世帯で、家賃が住宅扶助基準限度額を超える方 なお、家賃の滞納のある方は減免ができません。また、減免を受けていても家賃を滞 納されると減免を取り消される場合があります。

この他に失職及び退職等にて年度途中に収入が著しく減少した場合は、家賃を減額できる場合がありますので、愛媛県営住宅管理グループまでご相談ください。



V 住宅、共同施設の修繕

住宅及び共同施設等で維持保全上重要と認められる部分については、愛媛県営住宅管理グループにおいて予算の範囲内で修繕を実施することになりますが、通常すべき小修繕は入居者の負担とされております。

また、入居者は、住宅及び共同施設等についても必要な注意を払い維持する義務がありますので、愛媛県営住宅管理グループが修繕すべき範囲に属するものでも入居者の故意、又は過失その他善良な保管義務を怠ったことにより生じた修復に要する費用は、入居者の負担とされることがありますので、諸施設の機能保持に注意され、大事に使用し



修繕の区分については、別添「修繕負担区分表」を参照してください。

愛媛県営住宅管理グループで修繕する範囲のもので破損箇所が生じたときは、管理人を通じて修繕の申し込みをしてください。なお、電気・水道・ガス施設等で緊急を要するときは、愛媛県営住宅管理グループに直接連絡していただいて結構です。



VI 退去の手続き

1 住宅を立退くときは、7日前までに「県営住宅退去届出書」等を管理人経由で、愛媛 県営住宅管理グループに提出してください。

必要書類は、前もって県営住宅管理グループへお電話いただければ、郵送いたします。

2 「県営住宅退去届出書」が提出されると、愛媛県営住宅管理グループが住宅及び附帯施設の検査(退去検査)に参ります。退去検査は、退去者・県営住宅管理グループで行いますので、県営住宅管理グループへ退去検査の予約をしてください。

検査は、住宅の損傷の状況及び増改築の有無について調査し、入居した当時の状況に 回復させるため、修繕または補修をしていただくことについて指示いたします。

なお、破れたり汚れたりしたふすまについては張り替えていただきます。さらに3年以上入居していた場合は、畳の表替えをしていただきます。3年未満の入居であっても使用状況によっては同様の修繕をお願いします。

- 3 検査の結果、修繕または補修の指示を受けた場合は、速やかに修復してください。退去日が到来すると直ちに補欠入居者に入居案内するので、修復工事が遅延しないよう注意してください。
- 4 修復工事が完了したときは、愛媛県営住宅管理グループに修復箇所を確認してもらい、 玄関・倉庫の鍵を愛媛県営住宅管理グループまで返還してください。
- 5 家賃は住宅を退去する日までいただくことになります。月の途中で退去されるときは、 日割家賃をいただきます。
- 6 退去の際、電気料・水道料・ガス使用料・自治会費等を精算してください。



Ⅲ 管理人の仕事

管理人は、入居者の方々の中から県が委嘱して、入居者と県・指定管理者(愛媛県営住宅管理グループ)との窓口になっていただき、連絡や団地での生活・活動を円滑にするために依頼した人です。管理人にお願いしている仕事の主なものは次のとおりです。

- 1 県・指定管理者への連絡業務
 - 修繕する箇所を発見したとき
 - 入居者から修繕の申し出を受けたとき(入居者の負担に係る修繕を除く)
 - 地方局長の承認を受けないで住宅の一部を他人に転貸、または同居人をお いた者があるとき
 - 入居者の異動・承継や、長期不在者があるとき
 - 無届で退去した者があるとき
 - 住宅の権利を無断で他の人に譲り渡した者があるとき
 - 地方局長の承認を受けないで住宅の用途を事務所、店舗、倉庫などに使ったり、勝手に模様替や、建増した者があるとき
 - 共同施設を破損したり、その一部をなくした者があるとき
 - 入居者から県および指定管理者へ提出書類の経由等の依頼があったとき
- 2 退去関係の業務
 - 退去者発生のときの自治会・駐車場管理組合への連絡
- 3 その他の業務
 - 高齢単身者宅への訪問
 - 収入報告書及び家賃帳(納入通知書)等、県及び指定管理者からの書類配布

以上



修繕負担区分表

- ※ 入居者の責により施設を破損した場合は、その修繕費用は入居者負担とする。
- ※ 入居者の設置したものの修繕については、入居者負担とする。
- ※ その他詳細については、指定管理者が現場で判断する。
- ※ 台風、地震、火災(入居者の責によらないもの)等の災害で、入居者が充分注意していたに もかかわらず、受けた施設の被害については、県が負担する(個人所有物を除く)。

	施設名称	修繕内容		修繕負担			
項目				団地 全体	入居者		
	予邢# 华	屋上・壁からの雨漏り修理	0				
	主要構造	床・柱・壁・階段・屋根等の修理	0				
		畳の床替え	0				
	 	畳の表替え、裏返し、畳縁交換 (結露等による腐食を含む)			0		
	井 • _辟 室	入居者の責による繊維壁の上塗り、 クロス貼等の軽微なはく落、汚損、穴あき等の修理及 び塗替			0		
	• N	(結露等による腐食を含む)					
	床仕	天井・壁・床・木製建具(張替を除く)の修理	0				
	上	鋼製建具及び建物金具の修理 (網戸の張替を除く)	0				
	<u>y</u> =	木製建具の開閉調整			0		
	具等	木製建具の引手、戸車等の修理			Ö		
	- 	木部、鉄部等の塗装補修			0		
15		が ラスの取替、フスマ・戸ブスマ・障子・網戸の張 替、ビート交換等			0		
住		給水管・水道カランの修理	0				
	4.0	共同水栓・散水栓の修理	O				
	給	共同水栓・散水栓のパッキン取替		0			
	排 水 •	流し台・コンロ台・洗面台・排水トラップ・排水管の修理	0				
		フラッシュバルブ・ロータンク及び金具の修理	0				
	衛	77,791,7 1/7 の水量調節	0		0		
	生	ロータンク内の清掃及び金具調節			Ö		
	ガス・	使槽の漏水修理	0				
		臭突・ペンチレーターの修理	O				
		水道カラン(蛇口)のパッキン取替			0		
		流し・浴室等の排水目皿の取替			Ö		
宅	消	排水トラップ、排水管のつまり			Õ		
4	火 火	ガスコックまでの修理	0				
	設	消火器の設置	Ö				
	備	消火器の消火剤の取替		0			
		共同施設の水道使用料金		Ô			
		分電盤・配線・コンセント・スイッチ・ブザー・換気扇等の修 理	0				
		照明器具の修理(共用部:階段灯等含む)	0				
	電	蛍光灯・白熱灯の電球・ク゚ローランプの取替			0		
	気	階段灯の蛍光灯・白熱灯の電球・ク゚ローランプの取替		0			
	=0	玄関ブザーの音量調節			0		
	設	換気扇の清掃(油汚れ等)			Ö		
	備	容量をオーバーした使用による配線・器具類の修理 (タコ足配線でショートした場合など)			0		
		入居者が設置した器具など			0		
		階段灯の電気使用料金		0			
		トロング・ス・ボングングリング		<u> </u>			

	施設名称	修繕内容		修繕負担			
項目				指定 管理者	団地 全体	入居者	
		害虫・害鳥等の駆除		共用部		0	
住	そ	(蜂・蟻など含む)		占有部			0
	の	鳥の巣、フン等の撤去	<u> </u>	共用部		0	
宅	他	> > 1.1 1.1 1.1		占有部(個人ベランダ)			0
		ベランダ 排水溝・排	F水L	」の清掃			0
	集会所		住宅	と同じ	住宅と同じ		
	4.	遊具修理			0		
	上 遊 馬	遊具保全(清掃、塗装等)				0	
	見	清掃、軽微な修復、整地				0	
	•	砂場砂入れ(車両での搬入まで)			0		
		砂場整地				0	
	道路	修理・補修 清掃、軽微な補修			0	0	
		高木の伐採・剪定				U	
屋	植植		り根だ	が排水管を塞ぐ等、管理上支	0		
	樹	樹木の消毒・施肥 小さな樹木の伐採・剪定				0	
		草刈(法面等除く)					
外	高架水槽	貯水槽内の清掃・定期			0		
	受水槽		統•	給水管・貯水槽等の修繕	0		
	給水施設	電気・水道の使用料				0	
	汚	施設の修理		e-X	0		
付	施水	定期清掃(汚泥引き抜き等)			0		
	設処理	日常点検等の維持管理				0	
		消耗品取替(費用負担		(د		0	
	、	電気・水道・薬液の料金 排水管・会所及び蓋の取替等修理			0		
帯	汚水・雨水等 非水管	共同部分の排水管のこ			<u> </u>	0	
		個人部分の排水管のこ					0
施				心た事による排水つまり			0
,,,,		共同部分までのつまり					0
	外 灯	ポール(柱)を含む照	記明計	S 具修埋	0		
≣Ω		日常の維持・保全 電球・グローランプの				0	
設	共テ 備聴レ 設ビ	アンテナ・分配器・面 (県が設置したもの)		野の修理 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0		
		電気使用料金				0	
	改し	宅内(TV端子より内	側)	配線・器具等			0
	の そ の 設 他	消火施設 ゴミ処理施設 自転車置場	施設 に限	の修理(県が設置したものる)	0		
		共同物置	清掃	及び軽微な修復		0	
		通路など 放送記憶(コイク・7	- - -	プ・スピーカー等)修理		0	
		放送設備(マイグ・) 集会所のエアコン修理		/・人し一刀一寺/ 修理		0	
		未立が ツエアコノ 寛臣	t			\cup	